

ヨン 2016

りも15万球多い、55万球が飾りつけられました。
せんか。 ◎問い合わせ 商工政策課 ☎ 23-2983



10

オーバルパティオ

オーバルパティオ

都城郵便局

中核施設
整備予定地

Cプラザ

中核施設
整備予定地

ワンパーク

ウェルネス
パーキング

ウェルネス
交流プラザ

ウェルネス交流プラザ

ワンパーク

都城駅

MJホール

12番街イルミ

ときわ通り

Cプラザ

イルミネーションの見所
中央通りから西都城駅にかけて、各通りが光の道となっていて、ワンパークやウェルネス交流プラザなどに、それぞれ魅力的なモニュメントも設置。ゆっくりと散策しながら楽しめるよう、光の導線が一つにつながって通りを美しく彩ります。

イルミネーションがまちなかイルミネーションがまちなかに設置されました。
中心市街地の商店街などが連携し、新たに都城まちなかイルミネーション実行委員会を設立。7つの商店街・通り会や都城商工会議所、都城まちづくり株式会社に加え、都城駅前のときわ通りを含む4つの通り会が参加し、55万球ものイルミネーションがまちなかに設置されました。



**イルミネーションで
にぎわいづくり**

新図書館をはじめとする中核施設の整備やリノベーションまちづくりなど、活性化に向けた取り組みが進む中心市街地。その取り組みに併せ、まちなかを訪れる人を増やし、にぎわいにつなげる「まちなかイルミネーション」が昨年度からスタートしました。

まちなかイルミネーション

1月9日(月)まで

都城の冬を彩る光の演出「まちなかイルミネーション」。今年は昨年よ家族や友人、そして大切な人たちと、心温まる都城の冬を楽しんでみま

点灯時間:17:00～22:00(ワンプークは21:00まで)



す。
詳しくは、市ホームページで確認ください。その他の関連するイベント情報も併せて掲載しています。

イルミネーションの点灯場所に、12カ所のポイント看板を設置。6カ所を回ってクイズに回答し応募すると、抽選で霧島温泉宿泊券などが当たります。応募用紙は、ウエルネス交流プラザ、ワンプーク、西都城駅、応募箱はウエルネス交流プラザにあります。

☆まちなかクイズラリー

イルミネーションの点灯に合わせて、まちなかクイズラリーなど、さまざまなイベントを開催します。

イベント情報

車で低速走行したり、周辺に駐車したりすることは、通行の妨げとなり危険です。周辺の駐車場などを利用し、ゆつくりと散策しながら、夜を彩る光の演出をお楽しみください。

マナーやルールを守って楽しむ

魅力ある都城市の

ふるさと納税

市外の友人や親戚の人などにお勧めください

応援したいまちを寄附すること

で支援できる「ふるさと納税」。本市は、昨年度、市町村別で全国1位の寄附が寄せられ、さまざまな事業の財源として活用しています。また、寄附者は、住んでいる都道府県や市町村の住民税などが控除され、寄附した自治体からは返礼品や特典を受けることができます。今回は、本市の寄附金の使い道などについて紹介します。

◎問い合わせ

総合政策課 ☎23-2115

寄附金を活用した取り組み

寄附金は、寄附する人が指定した次の7つの取り組みに役立てます。

- 子ども支援
- まちづくり支援
- 環境支援
- スポーツ・文化振興支援

●長寿支援

●災害対策支援

●人口減少対策支援

寄附金の活用事例

【子ども支援】

放課後児童クラブ事業

共働きやひとり親世帯の子育てを支援するため、平成28年度に放課後児童クラブを6カ所追加設置しました。

現在、市直営と委託を合わせて53

カ所を設置

していて、

放課後や土

曜日に、子

どもたちが



【環境支援】

母智丘公園桜再生事業

県内で唯一、日本さくら名所100選に選定された母智丘公園。樹齢を重ね、樹勢に衰えが見られる木も増え、また、台風16号で倒木の被害が発生しました。

市では専門家による現状分析や地元の見解

などを踏まえ

た再生計画を

立て、植え替

えや撤去、新

規植樹を行い、

公園の桜を再

生します。



寄附者に贈る本市の特産品

市では、平成26年10月、ふるさと納税をリニューアルし、寄附者に贈るお礼の品を、日本一の「肉と焼酎」に特化。牛肉は全て本市産、豚肉は市内のブランド豚としています。また、売上高4年連続日本一の霧島酒造を含む、市内の4つの蔵元が製造する焼酎を返礼品としました。

自慢の返礼品を通して、本市の魅力を知ってもらえることに加え、雇用創出や設備投資の増加など地元への波及、本市の財源確保、

お客様意識などが養われることによる職員の意識改革といった、「一石四鳥」の効果があります。

現在、返礼品を提供する市内の事業者は64社。今年3月には、ふるさと納税のさらなる普及と地域貢献などを目的に、都城市ふるさと納税振興協議会を組織しました。

同協議会は、4月に発生した熊本地震で被災した地域に義援金を送ったり、「ふるさと振興支援制度」を創設し、環境保全や地場産業振興につながる取り組み、地域コミュニティ活動の費用の一部などを助成しています。

私たちのまち

「都城」をもっと元気に！

市外の方が、12月末日までに本市にふるさと納税として寄附をすると、住んでいる都道府県や市町村の来年度の住民税などが控除されます。魅力ある本市のふるさと納税。市民の皆さんも、市外の友人や親戚などに勧めてください。



事業主の皆さん

1月は償却資産の申告月です

工場や商店、農業を営んでいる、また、駐車場やアパートを貸しているなどの事業を行っている人は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について、申告する必要があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

「償却資産」とは

固定資産税でいう「償却資産」とは、土地や家屋以外の事業用に使う設備などのことで、課税の対象になります。

会社や個人で工場、商店、理美容店、病院、建設業、アパート・借家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物や機械、機具（器具）、備品などが償却資産に当たります。ただし、事業用として使用していても、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっているものなどは、除きます。

Q 償却資産がなくても申告しないといけないの？

A 償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。償却資産を所有していない場合や課税されない場合でも、申告が必要です。正当な理由がなく

申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則の対象となります。

償却資産対象は全て申告

事業を営んでいる全ての人は、償却資産の申告が必要です。ただし、所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。なお、償却資産の免税点は、150万円です。

Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定でも、別に申告しないといけないの？

A 「減価償却資産申告」は、確定申告などで税控除を目的に申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは異なります。事業用として市内に所有する償却資産は、市長に対して申告しなくてはなりません。

申告の方法

市が送付する申告書に償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課、または、各総合支所市民生活課へ提出ください。

対象物の具体例

主な業種別の具体例を紹介します。

◎飲食店

- ・厨房設備
- ・冷蔵庫
- ・レジスター
- ・応接備品



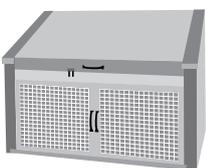
◎小売業

- ・ショーケース
- ・冷蔵ストッカー
- ・レジスター
- ・食品スライサー



◎アパート・借家経営

- ・駐輪場
- ・屋根付き車庫
- ・ごみ集積ボックス



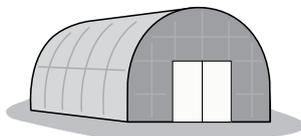
◎理美容業

- ・理美容いす
- ・洗面設備
- ・サインポール
- ・タオル蒸し器



◎農業

- ・家畜用設備
- ・農耕用器具
- ・ビニールハウス



◎共通

- ・看板
- ・駐車場舗装
- ・外灯照明設備
- ・受変電設備
- ・空調設備
- ・太陽光発電設備など



チェック



新たに事業を開始した人または、12月下旬を過ぎても申告書が届かない人は、資産税課へ連絡ください。